

「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助事業実施対象施設における補助金の取扱等について（平成12年1月14日付11福地推第687号（一部改正 平成17年3月31日付16福保指指第989号））」

標記の通知は、下記のとおり関係施設を網羅したものとなっており、個別施設業種ごとの理解のため、措置施設（会計基準） 保育所（会計基準） 保育所（経理規程準則） 支援費施設ごとに該当する部分を東社協において抜粋したものを掲載いたします。なお、正確には、後記原文を参照してください。

## 【措置施設（会計基準）】

### 1 運営費の弾力的運用の前提となる要件について

このことについては平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号（一部改正平成17年1月28日雇児発第0128001号、社援発第0128001号、老発第0128001号）及び平成16年3月12日雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発第0312002号、老計発第0312002号厚生労働省通知（一部改正平成17年1月28日雇児福発第0128001号、社援基発第0128001号、障障発第0128001号、老計発第0128001号）（以下「312001号及び312002号通知」という。）の判断基準に加え、職員数については、交付要綱に定める基準が満たされていない場合は、弾力的な運用はできないこと。

### 2 運営費の相互流用について

都においては利用者の福祉の向上のため補助金交付の措置を講じているので、運営費（事務費、事業費）の区分間での流用は真に必要な場合に限定すること。

### 3 運営費等の弾力運用について

（1）交付要綱別表の「運営上の留意事項」に定める施設の整備等にかかる経費として「事務費の2%の範囲内の額」を充当する場合の施設経理区分における支出は、都内に所在する施設及び都外に所在する都民対象施設の当該年度の整備等にかかる経費に限定すること。

（2）施設経理区分において都補助金相当額から発生した運用収入については、都内に所在する施設及び都外に所在する都民対象施設の整備等に係る経費、都内で実施する社会福祉事業並びに公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費（以下「公益事業に係る運営費等」という。）及び本部の運営に要する経費に充当することができる。

なお、当該施設以外の経費に充当する場合は、経理区分間の繰入処理のうえ行うこと。

なお、312001号通知の1の3の（4）の要件を満たしていない場合は、施設経

理区分で発生した運用収入の本部経理区分への繰入れについては、都内に所在する施設及び都外に所在する都民対象施設の整備等に係る経費及び本部の運営に要する経費に充当する場合に限り、都補助金の事務費相当額を限度額の算定基礎とすること。

#### 4 都補助金の積立預金積立支出について

(1) 施設経理区分において、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、各積立預金積立支出を行い、次年度以降の当該施設の経費に充てることは差し支えないこと。

なお、積立預金積立支出に当たっては、事前に収支予算に積立金積立支出を計上すること。

なお、312001号通知の1の(4)の要件を満たしていない場合の積立は、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金に限るものとする。

(2) 各積立金をそれぞれの目的外に使用する場合(都内所在の社会福祉施設等の新築又は増改築経費(土地取得費を含む。))及び都外所在の都民対象施設の増改築経費(土地取得費を含む。)等に限る。)は、あらかじめ理事会の承認を得た上で、行うこと。

なお、312001号通知の1の(4)の要件を満たしていない場合は、別紙様式2により事前に協議すること。(312001号通知の3の(2)関係)

(3) 前期末支払資金残高の取崩し等

前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の整備等、都内で実施する社会福祉事業(都外に所在する都民対象施設を含む。)並びに公益事業に係る運営費等(前期末支払資金残高の10%以内まで。)及び本部の運営に要する経費に充てることことができる。

ただし、312001号通知の1の(4)の要件を満たしていない場合については、次による。

当該年度の施設経理区分の経常収入予算額の3%を超えて前期末支払資金残高を取り崩して当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填及び当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の整備等に使用する場合は、別紙様式3により事前に協議を行うこと。(312001号通知の1のただし書き関係)

(4)(略)

#### 5 補助金に係る施設経理区分での施設運営費積立金について

施設運営費積立金については次により行うこと。

(1) 会計処理について

ア 施設経理区分において、資金収支計算書勘定の「その他の積立預金積立支出」を計上し、事業活動収支計算書勘定の「その他の積立金積立額」に小区分勘定として「施設運営費積立金積立額」を設定し、貸借対照表勘定中区分の「その他の積立金」に小区分勘定「施設運営費積立金」を設定し、積み立てること

また、施設運営費積立金は内訳明細により施設単位で事務費、事業費に区分して管理すること。

イ 平成 15 年度までに本部経理区分において積み立てた施設運営費積立金は、これまで定めた内訳明細とおりに該当する施設経理区分に移行処理すること。

- (2) 施設運営費積立金の用途について施設運営費積立金は施設経理区分での運営費以外での使用は認められないものであり、翌期以降、必要に応じて施設運営費に使用すること。

## 6 協議等の方法

上記 4 にかかる事前協議（書）については次のとおり行うこと

- (1) 母子生活支援施設、保育所以外の施設

東京都福祉保健局の各施設所管部長に提出すること。

## 7 社会福祉法人の経営する施設以外の施設

本通知に準ずるものとする。

## 8 その他

- (1) 都外に所在する都民対象施設

「都外に所在する都民対象施設」とは、東京都外に所在する入所施設のうち、東京都と施設所在道府県との協定に基づき、入所定員の全部又は一定の割合について、東京都から措置された者、あるいは特別区及び東京都に存する市町村が援護の実施者となっている者のみが入所する施設をいう。

- (2) 施設整備費に係る積立金の会計処理及び用途

交付要綱本文第 3 の 3 の(2)に定める施設整備費とは当該支給対象施設の新築、増改築、修繕及び設備の整備充実に要する経費等（これらのための借入金の元利償還金を含む。）をいう。

なお、原則として交付対象施設に限って使用できるものであるが、当該交付対象施設以外の施設に使用する必要性が生じた場合は、その取扱いについて個別に検討し、対処することとするので、当該補助事業実施所管部に事前に協議すること。

本経費を積み立てる場合には、以下の会計処理を行うこと。

ア 社会福祉法人会計基準を適用する施設については、施設経理区分において、中区分「施設整備費補助金収入」に小区分として「都施設整備費補助金収入」を計上し、積立金と同額の現預金を他の現預金と区分し、都施設整備費積立預金として計上したうえで、事業活動収支計算書勘定の「その他の積立金積立額」に小区分勘定として「都施設整備費積立金積立額」を設定し、貸借対照表勘定中区分「その他の積立金」に小区分「都施設整備費積立金」を設定し、積み立てること。

また、本経費により固定資産を取得した場合には、本経費相当額を国庫補助金等特別積立金とし、当該固定資産の減価償却費のうち本経費相当額を取り崩すものとする。

なお、これまでに積み立てた施設整備費積立金は本部経理区分から施設経理区分に移行し、これまで定められた方法で処理すること。

- (3) 平成 11 年度までの施設振興費積立金の処理

平成 11 年度決算書より「施設振興費積立金」は「施設整備費積立金」として管

理すること。

## 【保育所（会計基準）】

### 1 運営費の弾力的運用の前提となる要件について

このことについては保育所の場合は、平成12年3月30日児発第299号厚生省通知（一部改正平成17年3月9日雇児発第0309002号。以下「299号通知」という。）。の判断基準に加え、職員数については、保育所の場合は、保育所設置認可等事務取扱要綱、東京都保育所事業実施要綱及び東京都保育所運営費補助要綱に定める基準が満たされていなければ、弾力的な運用はできないこと。

### 2 運営費の相互流用について

都においては利用者の福祉の向上のため補助金交付の措置を講じているので、その流用は真に必要な場合に限定すること。

### 3 運営費等の弾力運用について

ア 東京都保育所運営費補助要綱別表1補助金交付額算定基準表の一般保育所対策事業補助金（以下「一般保育所対策事業補助金」という。）については、299号通知の1(2)の から までに掲げる要件を満たし、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であっては、一般保育所対策事業費を限度額として当該保育所及び同一の設置者が設置する都内に所在する保育所に係る299号通知の別表2に掲げる経費等のうち保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息並びに8(1)の都施設整備費に係る積立金を含む。）に充てることができること。

イ 一般保育所対策事業補助金以外の補助金（零歳児保育所特別対策事業補助金、零歳児保育推進事業補助金及び11時間開所保育対策事業補助金）については、299号通知の1(2)の から までに掲げる要件を満たし、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であっては、民改費として加算された額に相当する額の範囲内で、当該保育所及び同一の設置者が設置する都内に所在する保育所に係る299号通知の別表2に掲げる経費等のうち保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息並を含む。）に充てることことができること。

なお、上記において、その充当先は当該保育所及び同一の設置者が設置する都内に所在する保育所に係る経費等に限定しているところであるが、平成12年3月30日において、既に同一法人が運営する他の社会福祉施設の整備に係る借入金の償還金に現に充当している場合又は充当することとした償還計画が確定している場合であって、償還財源の切替え等の検討を十分に行った上、それでもやむを得ない場合は、当該償還金の額の範囲内において充当を行うことは経過的に認められるものとする。

なお、施設経理区分において都補助金相当額から発生した運用収入については、制限を設けないこととする。

#### 4 都補助金の積立預金積立支出について

- (1) 施設経理区分において、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、各積立預金積立支出を行い、次年度以降の当該施設の経費に充てることは差し支えないこと。

なお、積立預金積立支出に当たっては、事前に収支予算に積立金積立支出を計上すること。

- (2) 各積立金を目的外に使用する場合(299号通知で定める適用要件毎の用途範囲については、それぞれ都内所在の施設又は事業及び都外所在の都民対象施設に係る経費に限る。)別紙様式2により事前に協議すること。(299号通知の1(5)の要件を満たす保育所で、設置主体が社会福祉法人の場合は、理事会の事前承認で可。)

- (3) 前期末支払資金残高の取崩し等

前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会(設置主体が社会福祉法人以外の保育所については都知事)の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の整備等、都内で実施する社会福祉事業(都外に所在する都民対象施設を含む。)並びに公益事業に係る運営費等(前期末支払資金残高の10%以内まで。)及び本部の運営に要する経費に充てることことができる。

なお、前記のほか都内で実施する社会福祉事業の整備等並びに子育て支援事業に係る運営費及び整備等に要する経費に充てることことができるが、法人本部の経費については保育所の運営に関する経費に限る。

ただし、299号通知の1(5)の要件を満たしていない保育所については、次による。

当該年度の施設経理区分の経常収入予算額の3%を超えて前期末支払資金残高を取り崩して当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填及び当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の整備等に使用する場合は、別紙様式3により事前に協議を行うこと。(299号通知の2関係)

- (4) 当期資金収支差額等の発生原因に係る審査等

当該年度の運営費に係る、施設経理区分の人件費積立預金積立支出、修繕積立預金積立支出、備品等購入預金積立支出、保育所施設・設備整備積立預金積立支出、都施設整備費積立預金積立支出及び当期資金収支差額の合計額が保育所施設経理区分の経常収入決算額の5%を上回る場合は、発生原因等について審査確認を行うので別紙様式1による収支計算分析表を提出すること。(299号通知の4の(2)関係)

#### 5 (略)

#### 6 協議等の方法

上記4にかかる事前協議又は収支計算分析表の提出については次のとおり行うこと。

施設の所在する地域区分に従い、それぞれの区市町村を經由して提出すること。

ただし、社会福祉法人が経営する保育所における収支計算分析表の提出については社

会福祉法施行規則第9条に基づく現況報告書を提出する際、添付すること。

7 社会福祉法人の経営する施設以外の施設

本通知に準ずるものとする。

8 その他

(1) 施設整備費に係る積立金の会計処理及び用途

交付要綱本文第3の3の(2)に定める施設整備費とは当該支給対象施設の新築、増改築、修繕及び設備の整備充実に要する経費等(これらのための借入金の元利償還金を含む。)をいう。

ただし、前記3「運営費等の弾力運用について」に示すとおり、東京都保育所運営費補助要綱別表1補助金交付額算定基準表の一般保育所対策事業補助金を、これらの施設整備費として使用することができるものとする。

保育所においては、当該交付対象施設及び同一の設置者が設置する都内に所在する保育所に限って使用することができるものとする。

本経費を積み立てる場合には、以下の会計処理を行うこと。

施設経理区分において、中区分「施設整備費補助金収入」に小区分として「都施設整備費補助金収入」を計上し、積立金と同額の現預金を他の現預金と区分し、都施設整備費積立預金として計上したうえで、事業活動収支計算書勘定の「その他の積立金積立額」に小区分勘定として「都施設整備費積立金積立額」を設定し、貸借対照表勘定中区分「その他の積立金」に小区分「都施設整備費積立金」を設定し、積み立てること。

また、本経費により固定資産を取得した場合には、本経費相当額を国庫補助金等特別積立金とし、当該固定資産の減価償却費のうち本経費相当額を取り崩すものとする。

(2) 平成11年度までの施設振興費積立金の処理

平成11年度決算書より「施設振興費積立金」は「施設整備費積立金」として管理すること。

## 【保育所（経理規程準則）】

1 運営費の弾力的運用の前提となる要件について

このことについては保育所の場合は、平成12年3月30日児発第299号厚生省通知(一部改正平成17年3月9日雇児発第0309002号。以下「299号通知」という。)。の判断基準に加え、職員数については、保育所設置認可等事務取扱要綱、東京都保育所事業実施要綱及び東京都保育所運営費補助要綱に定める基準が満たされていない場合は、弾力的な運用はできないこと。

2 運営費の相互流用について

都においては利用者の福祉の向上のため補助金交付の措置を講じているので、その流用は真に必要な場合に限定すること。

3 運営費等の弾力運用について

ア 東京都保育所運営費補助要綱別表 1 補助金交付額算定基準表の一般保育所対策事業補助金（以下「一般保育所対策事業補助金」という。）については、299号通知の1(2)の から までに掲げる要件を満たし、別表 1 に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であっては、民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）管理費として加算された額に相当する額の範囲内で、当該保育所及び同一の設置者が設置する都内に所在する保育所に係る 299号通知の別表 2 に掲げる経費等のうち保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。）に充当するため、本部会計へ繰り入れて支出することができること。この場合には、平成 11 年度東京都保育所運営費補助要綱別表 1 補助金交付額算定基準表の本部会計分相当額を上限として、本部会計の収入とし、施設整備費として使用及び積立することができる。

イ 一般保育所対策事業補助金以外の補助金（零歳児保育所特別対策事業補助金、零歳児保育推進事業補助金及び 11 時間開所保育対策事業補助金）については、299号通知の1(2)の から までに掲げる要件を満たし、別表 1 に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であっては、民改費管理費として加算された額に相当する額の範囲内で、当該保育所及び同一の設置者が設置する都内に所在する保育所に係る 299号通知の別表 2 に掲げる経費等のうち保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。）等に充てることができる。

なお、上記において、その充当先は当該保育所及び同一の設置者が設置する都内に所在する保育所に係る経費等に限定しているところであるが、平成 12 年 3 月 30 日において、既に同一法人が運営する他の社会福祉施設の整備に係る借入金の償還金に現に充当している場合又は充当することとした償還計画が確定している場合であって、償還財源の切替え等の検討を十分に行った上、それでもやむを得ない場合は、当該償還金の額の範囲内において充当を行うことは経過的に認められるものとする。

なお、施設会計において都補助金相当額から発生した運用収入については、制限を設けないこととする。

#### 4 都補助金の引当金について

(1) 施設会計において、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、各引当金繰入を行い、次年度以降の当該施設の経費に充てることは差し支えないこと。

なお、引当金繰入に当たっては、事前に収支予算に引当金繰入を計上すること。

ただし、使用計画の作成を要件とするものではないが計画的な積立及び使用を図ること。

(2) 各引当金を目的外に使用する場合（299号通知で定める適用要件毎の用途範囲については、それぞれ都内所在の施設又は事業及び都外所在の都民対象施設に係る経費に限る。）別紙様式 2 により事前に協議すること。（299号通知の 1(5)の要件

を満たす保育所で、設置主体が社会福祉法人の場合は、理事会の事前承認で可。）  
( 299号通知の1(3)(6)関係)

(3) 前期末繰越金の取崩し等

前期末繰越金については、あらかじめ理事会(設置主体が社会福祉法人以外の保育所については都知事)の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の整備等、都内で実施する社会福祉事業(都外に所在する都民対象施設を含む。)並びに公益事業に係る運営費等(前期末支払資金残高の10%以内まで。)及び本部の運営に要する経費に充てることことができる。

なお、前記のほか都内で実施する社会福祉事業の整備等並びに子育て支援事業に係る運営費及び整備等に要する経費に充てることことができるが、法人本部の経費については保育所の運営に関する経費に限る。

ただし、299号通知の1(5)の要件を満たしていない保育所については、次による。

当該年度の施設会計の経常収入予算額の3%を超えて前期末繰越金を取り崩して当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填及び当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の整備等に使用する場合は、別紙様式3により事前に協議を行うこと。(299号通知の2関係)

(4) 当期繰越金等の発生原因に係る審査等

当該年度の運営費に係る、施設会計の人件費引当金繰入、修繕引当金繰入、備品等購入引当金繰入及び当期繰越金の合計額が保育所施設会計の経常収入決算額の5%を上回る場合は、発生原因等について審査確認を行うので別紙様式1による収支計算分析表を提出すること。(299号通知の4の(2)関係)

5 (略)

6 協議等の方法

上記4にかかる事前協議又は収支計算分析表の提出については次のとおり行うこと。施設の所在する地域区分に従い、それぞれの区市町村を經由して提出すること。

ただし、社会福祉法人が経営する保育所における収支計算分析表の提出については、社会福祉法施行規則第9条に基づく現況報告書を提出する際、添付すること。

7 社会福祉法人の経営する施設以外の施設

本通知に準ずるものとする。

8 その他

(1) 施設整備費に係る積立金の会計処理及び用途

交付要綱本文第3の3の(2)に定める施設整備費とは当該支給対象施設の新築、増改築、修繕及び設備の整備充実に要する経費等(これらのための借入金の元利償還金を含む。)をいう。



ただし、前記3「運営費等の弾力運用について」に示すとおり、東京都保育所運営費補助要綱別表1補助金交付額算定基準表の一般保育所対策事業補助金を、これらの施設整備費として使用することができるものとする。

保育所においては、当該交付対象施設及び同一の設置者が設置する都内に所在する保育所に限って使用することができるものとする。

本経費を積み立てる場合には、以下の会計処理を行うこと。

経理規程準則を適用する施設については、本部会計において、積立金と同額の現預金を他の現預金と区分し、都施設整備費積立預金として計上したうえで、収支計算書勘定の中区分「その他の積立金繰入」に小区分勘定として「施設整備費積立金繰入」を設定して繰入れ、貸借対照表勘定中区分「その他の積立金」に小区分「施設整備費積立金」勘定を設定し積み立てること。

## (2) 平成11年度までの施設振興費積立金の処理

平成11年度決算書より「施設振興費積立金」は「施設整備費積立金」として管理すること。

## 【支援費施設】

### 1 運営費の弾力的運用の前提となる要件について

このことについては身体障害者福祉法により指定を受けた身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設及び知的障害者福祉法により指定を受けた知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設（以下「支援費施設」という。）にあっては平成15年3月26日障発第0326002号厚生労働省通知の取扱いを遵守し、職員数については、交付要綱に定める基準が満たされていない場合は、弾力的な運用はできないこと。

### 2 運営費の相互流用について

都においては利用者の福祉の向上のため補助金交付の措置を講じているので、その流用は真に必要な場合に限定すること。

### 3 運営費等の弾力運用について

(1) 交付要綱別表の「運営上の留意事項」に定める施設の整備等にかかる経費として「事務費の2%の範囲内の額」を充当する場合の施設経理区分における支出は、都内に所在する施設及び都外に所在する都民対象施設の当該年度の整備等にかかる経費に限定すること。

(2) 施設経理区分において都補助金相当額から発生した運用収入については、制限を設けないこととする。

### 4 都補助金の積立預金積立支出について

(1) 施設経理区分において、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、各積立預金積立支出を行い、次年度以降の当該施設の経費に充てることは差し支えないこと。

なお、積立預金積立支出に当たっては、事前に収支予算に積立金積立支出を計上すること。ただし、支援費施設については、使用計画の作成を要件とするものではないが計画的な積立及び使用を図ること。

(2) 各積立金をそれぞれの目的外に使用する場合(都内所在の社会福祉施設等の新築又は増改築経費(土地取得費を含む。)及び都外所在の都民対象施設の増改築経費(土地取得費を含む。)等に限る。)は、あらかじめ理事会の承認を得た上で、行うこと。

(3) 前期末支払資金残高の取崩し等

前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の整備等、都内で実施する社会福祉事業(都外に所在する都民対象施設を含む。)並びに公益事業に係る運営費等(前期末支払資金残高の10%以内まで。)及び本部の運営に要する経費に充てることことができる。

(4)(略)

5 補助金に係る施設経理区分での施設運営費積立金について

施設運営費積立金については次により行うこと。

(1) 会計処理について

ア 施設経理区分において、資金収支計算書勘定の「その他の積立預金積立支出」を計上し、事業活動収支計算書勘定の「その他の積立金積立額」に小区分勘定として「施設運営費積立金積立額」を設定し、貸借対照表勘定中区分の「その他の積立金」に小区分勘定「施設運営費積立金」を設定し、積み立てること

また、施設運営費積立金は内訳明細により施設単位で区分して管理すること。

イ 平成15年度までに本部経理区分において積み立てた施設運営費積立金は、これまで定めた内訳明細とおりに該当する施設経理区分に移行処理すること。

(2) 施設運営費積立金の使途について施設運営費積立金は施設経理区分での運営費以外での使用は認められないものであり、翌期以降、必要に応じて施設運営費に使用すること。

6 協議等の方法(略)

7 社会福祉法人の経営する施設以外の施設

本通知に準ずるものとする。

8 その他

(1) 都外に所在する都民対象施設

「都外に所在する都民対象施設」とは、東京都外に所在する入所施設のうち、東京都と施設所在道府県との協定に基づき、入所定員の全部又は一定の割合について、東京都から措置された者、あるいは特別区及び東京都に存する市町村が援護の実施者となっている者のみが入所する施設をいう。

(2) 施設整備費に係る積立金の会計処理及び用途

交付要綱本文第3の3の(2)に定める施設整備費とは当該支給対象施設の新築、増改築、修繕及び設備の整備充実に要する経費等(これらのための借入金の元利償還金を含む。)をいう。

なお、原則として交付対象施設に限って使用できるものであるが、当該交付対象施設以外の施設に使用する必要性が生じた場合は、その取扱いについて個別に検討し、対処することとするので、当該補助事業実施所管部に事前に協議すること。

本経費を積み立てる場合には、以下の会計処理を行うこと。

施設経理区分において、中区分「施設整備費補助金収入」に小区分として「都施設整備費補助金収入」を計上し、積立金と同額の現預金を他の現預金と区分し、都施設整備費積立預金として計上したうえで、事業活動収支計算書勘定の「その他の積立金積立額」に小区分勘定として「都施設整備費積立金積立額」を設定し、貸借対照表勘定中区分「その他の積立金」に小区分「都施設整備費積立金」を設定し、積み立てること。

また、本経費により固定資産を取得した場合には、本経費相当額を国庫補助金等特別積立金とし、当該固定資産の減価償却費のうち本経費相当額を取り崩すものとする。

なお、これまでに積み立てた施設整備費積立金は本部経理区分から施設経理区分に移行し、これまで定められた方法で処理すること。

(3) 平成11年度までの施設振興費積立金の処理

平成11年度決算書より「施設振興費積立金」は「施設整備費積立金」として管理すること。

(東京都通知原文)

(別紙2)

「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助事業実施対象施設における補助金の取扱等について(平成12年1月14日付11福地推第687号(一部改正平成17年3月31日付16福保指指第989号))」

(改正後全文)

1 運営費の弾力的運用の前提となる要件について

このことについては平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号(一部改正平成17年1月28日雇児発第0128001号、社援発第0128001号、老発第0128001号)及び平成16年3月12日雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発第0312002号、老計発第0312002号厚生労働省通知(一部改正平成17年1月28日雇児福発第0128001号、社援基発第0128001号、障障発第0128001号、老計発第0128001号)(以下「312001号及び312002号通知」という。軽費老人ホームの場合は、平成17年3月31日「軽費老人ホームの運営における運営費の運用及び指導について」16福保高施第809号東京都福祉保健局長通知。保育所の場合は、平成12年3月30日児発第

299号厚生省通知（一部改正平成17年3月9日雇児発第0309002号。以下「299号通知」という。）。の判断基準に加え、職員数については、交付要綱に定める基準（保育所の場合は、保育所設置認可等事務取扱要綱、東京都保育所事業実施要綱及び東京都保育所運営費補助要綱に定める基準）が満たされていないければ、弾力的な運用はできないこと。

また、身体障害者福祉法により指定を受けた身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設及び知的障害者福祉法により指定を受けた知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設（以下「支援費施設」という。）にあつては平成15年3月26日障発第0326002号厚生労働省通知の取扱いを遵守し、職員数については、交付要綱に定める基準が満たされていないければ、弾力的な運用はできないこと。

## 2 運営費の相互流用について

都においては利用者の福祉の向上のため補助金交付の措置を講じているので、運営費（事務費、事業費）の区分間（支援費施設及び保育所を除く。）での流用は真に必要な場合に限定すること。

## 3 運営費等の弾力運用について

- (1) 交付要綱別表の「運営上の留意事項」に定める施設の整備等にかかる経費として「事務費の2%の範囲内の額」を充当する場合の施設経理区分における支出は、都内に所在する施設及び都外に所在する都民対象施設の当該年度の整備等にかかる経費に限定すること。

ただし、保育所については、以下のとおりとする。

ア 東京都保育所運営費補助要綱別表1補助金交付額算定基準表の一般保育所対策事業補助金（以下「一般保育所対策事業補助金」という。）については、299号通知の1(2)の から までに掲げる要件を満たし、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であつて、

(ア) 社会福祉法人会計基準に基づいて経理処理を行うものであつては、一般保育所対策事業費を限度額として当該保育所及び同一の設置者が設置する都内に所在する保育所に係る299号通知の別表2に掲げる経費等のうち保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息並びに8(2)の都施設整備費に係る積立金を含む。）に充てることができること。

(イ) 社会福祉法人会計基準によらない場合には、民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）管理費として加算された額に相当する額の範囲内で、当該保育所及び同一の設置者が設置する都内に所在する保育所に係る299号通知の別表2に掲げる経費等のうち保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。）に充当するため、本部会計へ繰り入れて支出することができること。この場合には、平成11年度東京都保育所運営費補助要綱別表1補助金交付額算定基準表の本部会計分相当額を上限として、本部会計の収入とし、施設整備費として使用及び積立ることができる。

イ 一般保育所対策事業補助金以外の補助金（零歳児保育所特別対策事業補助金、零歳児保育推進事業補助金及び11時間開所保育対策事業補助金）については、299号通知の1（2）の から までに掲げる要件を満たし、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、

（ア）社会福祉法人会計基準に基づいて経理処理を行うものにあつては、民改費として加算された額に相当する額の範囲内で、当該保育所及び同一の設置者が設置する都内に所在する保育所に係る299号通知の別表2に掲げる経費等のうち保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息並を含む。）に充てることができること。

（イ）社会福祉法人会計基準によらない場合には、民改費管理費として加算された額に相当する額の範囲内で、当該保育所及び同一の設置者が設置する都内に所在する保育所に係る299号通知の別表2に掲げる経費等のうち保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。）等に充てることができる。

なお、上記（ア）及び（イ）において、その充当先は当該保育所及び同一の設置者が設置する都内に所在する保育所に係る経費等に限定しているところであるが、平成12年3月30日において、既に同一法人が運営する他の社会福祉施設の整備に係る借入金の償還金に現に充当している場合又は充当することとした償還計画が確定している場合であつて、償還財源の切替え等の検討を十分に行った上、それでもやむを得ない場合は、当該償還金の額の範囲内において充当を行うことは経過的に認められるものとする。

（2）施設経理区分（\*施設会計）において都補助金相当額から発生した運用収入については、都内に所在する施設及び都外に所在する都民対象施設の整備等に係る経費、都内で実施する社会福祉事業並びに公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費（以下「公益事業に係る運営費等」という。）及び本部の運営に要する経費に充当することができる。

なお、当該施設以外の経費に充当する場合は、社会福祉法人会計基準による場合又は経理規程準則による場合、それぞれの規定に従って経理区分間、会計区分間の繰入処理のうえ行うこと。

ただし、保育所及び支援費施設については、制限を設けないこととする。なお、312001号通知の1の3の（4）の要件を満たしていない場合は、施設経理区分（\*施設会計）で発生した運用収入の本部経理区分（\*本部会計）への繰入れについては、都内に所在する施設及び都外に所在する都民対象施設の整備等に係る経費及び本部の運営に要する経費に充当する場合に限り、都補助金の事務費相当額を限度額の算定基礎とすること（保育所及び支援費施設は除く。）。

#### 4 都補助金の積立預金積立支出（\*引当金）について

( 1 ) 施設経理区分(\*施設会計)において、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、各積立預金積立支出(\*引当金繰入)を行い、次年度以降の当該施設の経費に充てることは差し支えないこと。

なお、積立預金積立支出(\*引当金繰入)に当たっては、事前に収支予算に積立金積立支出(\*引当金繰入)を計上すること。

ただし、保育所及び支援費施設については、使用計画の作成を要件とするものではないが計画的な積立及び使用を図ること。

なお、312001号通知の1の(4)の要件を満たしていない場合の積立は、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金に限るものとする。

( 2 ) 各積立金をそれぞれの目的外に使用する場合(都内所在の社会福祉施設等の新築又は増改築経費(土地取得費を含む。)及び都外所在の都民対象施設の増改築経費(土地取得費を含む。)等に限る。)は、あらかじめ理事会の承認を得た上で、行うこと。

なお、312001号通知の1の(4)の要件を満たしていない場合は、別紙様式2により事前に協議すること。

ただし、保育所については、各積立金を目的外に使用する場合(299号通知で定める適用要件毎の用途範囲については、それぞれ都内所在の施設又は事業及び都外所在の都民対象施設に係る経費に限る。)、別紙様式2により事前に協議すること。(299号通知の1(5)の要件を満たす保育所で、設置主体が社会福祉法人の場合は、理事会の事前承認で可。)

(312001号通知の3の(2)、299号通知の1(3)、(6)関係)

( 3 ) 前期末支払資金残高(\*繰越金)の取崩し等

前期末支払資金残高(\*繰越金)については、あらかじめ理事会(設置主体が社会福祉法人以外の保育所については都知事)の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の整備等、都内で実施する社会福祉事業(都外に所在する都民対象施設を含む。)並びに公益事業に係る運営費等(前期末支払資金残高の10%以内まで。)及び本部の運営に要する経費に充てることができる。

なお、保育所については、前記のほか都内で実施する社会福祉事業の整備等並びに子育て支援事業に係る運営費及び整備等に要する経費に充てることができるが、法人本部の経費については保育所の運営に関する経費に限る。

ただし、312001号通知の1の(4)の要件を満たしていない場合及び299号通知の1(5)の要件を満たしていない保育所については、次による。

当該年度の施設経理区分(\*施設会計)の経常収入予算額の3%を超えて前期末支払資金残高(\*繰越金)を取り崩して当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填及び当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の整備等に使用する場合は、別紙様式3により事前に協議を行うこと。

( 3 1 2 0 0 1号通知の1のただし書き、299号通知の2関係)

( 4 ) 当期資金収支差額 ( \* 当期繰越金)等の発生原因に係る審査等

保育所については、当該年度の運営費に係る、施設経理区分 ( \* 施設会計) の人件費積立預金積立支出、修繕積立預金積立支出、備品等購入預金積立支出、保育所施設・設備整備積立預金積立支出、都施設整備費積立預金積立支出 ( \* 人件費引当金繰入、修繕引当金繰入、備品等購入引当金繰入) 及び当期資金収支差額 ( \* 当期繰越金) の合計額が保育所施設経理区分 ( \* 施設会計) の経常収入決算額の5%を上回る場合は、発生原因等について審査確認を行うので別紙様式1による収支計算分析表を提出すること。

( 2 9 9号通知の4の( 2 ) 関係)

5 補助金に係る施設経理区分での施設運営費積立金について

施設運営費積立金については次により行うこと。

ただし、保育所については本項は適用しない。

( 1 ) 会計処理について

ア 施設経理区分において、資金収支計算書勘定の「その他の積立預金積立支出」を計上し、事業活動収支計算書勘定の「その他の積立金積立額」に小区分勘定として「施設運営費積立金積立額」を設定し、貸借対照表勘定中区分の「その他の積立金」に小区分勘定「施設運営費積立金」を設定し、積み立てること

また、施設運営費積立金は内訳明細により施設単位で事務費、事業費に区分して管理すること。

ただし、支援費施設については、費目の区分は必要としないものとする。

イ 平成15年度までに本部経理区分において積み立てた施設運営費積立金は、これまで定めた内訳明細とおりに該当する施設経理区分に移行処理すること。

( 2 ) 施設運営費積立金の用途について施設運営費積立金は施設経理区分での運営費以外での使用は認められないものであり、翌期以降、必要に応じて施設運営費に使用すること。

6 協議等の方法

上記4にかかる事前協議又は収支計算分析表の提出については、次のとおり行うこと

( 1 ) 母子生活支援施設、保育所

施設の所在する地域区分に従い、それぞれの区市町村を經由して提出すること。

( 2 ) 上記( 1 ) 以外の施設

東京都福祉保健局の各施設所管部長に提出すること。

ただし、社会福祉法人が経営する保育所における収支計算分析表の提出については、社会福祉法施行規則第9条に基づく現況報告書を提出す

る際、添付すること。

7 社会福祉法人の経営する施設以外の施設  
本通知に準ずるものとする。

8 その他

(1) 都外に所在する都民対象施設

「都外に所在する都民対象施設」とは、東京都外に所在する入所施設のうち、東京都と施設所在道府県との協定に基づき、入所定員の全部又は一定の割合について、東京都から措置された者、あるいは特別区及び東京都に存する市町村が援護の実施者となっている者のみが入所する施設をいう。

(2) 施設整備費に係る積立金の会計処理及び用途

交付要綱本文第3の3の(2)に定める施設整備費とは当該支給対象施設の新築、増改築、修繕及び設備の整備充実に要する経費等(これらのための借入金の元利償還金を含む。)をいう。

ただし、保育所については、前記3「運営費等の弾力運用について」(1)に示すとおり、東京都保育所運営費補助要綱別表1補助金交付額算定基準表の一般保育所対策事業補助金を、これらの施設整備費として使用することができるものとする。

なお、原則として交付対象施設に限って使用できるものであるが、当該交付対象施設以外の施設に使用する必要性が生じた場合は、その取扱いについて個別に検討し、対処することとするので、当該補助事業実施所管部に事前に協議すること。

ただし、保育所においては、当該交付対象施設及び同一の設置者が設置する都内に所在する保育所に限って使用することができるものとする。

本経費を積み立てる場合には、以下の会計処理を行うこと。

ア 社会福祉法人会計基準を適用する施設については、施設経理区分において、中区分「施設整備費補助金収入」に小区分として「都施設整備費補助金収入」を計上し、積立金と同額の現預金を他の現預金と区分し、都施設整備費積立預金として計上したうえで、事業活動収支計算書勘定の「その他の積立金積立額」に小区分勘定として「都施設整備費積立金積立額」を設定し、貸借対照表勘定中区分「その他の積立金」に小区分「都施設整備費積立金」を設定し、積み立てること。

また、本経費により固定資産を取得した場合には、本経費相当額を国庫補助金等特別積立金とし、当該固定資産の減価償却費のうち本経費相当額を取り崩すものとする。

なお、これまでに積み立てた施設整備費積立金は本部経理区分から施設経理区分に移行し、これまで定められた方法で処理すること。

イ 経理規程準則を適用する施設については、本部会計において、積立金と同額の現預金を他の現預金と区分し、都施設整備費積立預金として計上したうえで、収支計算書勘定の中区分「その他の積立金繰入」に小区分勘定として「施設整備費積立金繰入」を設定して繰入れ、貸借対照



表勘定中区分「その他の積立金」に小区分「施設整備費積立金」勘定を設定し積み立てること。

(3) 平成11年度までの施設振興費積立金の処理

平成11年度決算書より「施設振興費積立金」は「施設整備費積立金」として管理すること。